

# 自衛隊受援計画



鳥 取 県

## 目 次

第1章	総 則	1 p
第2章	構 想	2 p
第3章	各機関の役割	3 p
第4章	平素の段階	4 p
第5章	要請前の段階	4 p
第6章	派遣要請の段階	5 p
第7章	自衛隊の受入準備	6 p
第8章	自衛隊の受入	7 p
第9章	撤収要請の段階	9 p
第10章	その他	9 p

### 別紙類

1	自衛隊への災害派遣要請書の様式	1 0 p
2	自衛隊災害派遣要請の概要	1 1 p
3	県（市町村）と自衛隊の主な対応	2 0 p
4	派遣要請の段階における庁内の連絡調整の窓口	2 1 p
5	防災関係機関調整会議要領	2 2 p
6	航空機（回転翼）の着陸地点及び無障害地帯の基準	2 3 p
7-1	部隊の集結（宿営）地又は場外着陸場として使用可能場所基礎デ - タ	2 4 p
7-2	集結（宿営）可能な部隊規模・勢力	3 2 p
7-3	航空科部隊の活動拠点に適する地域	4 0 p
8	緊急輸送ネットワ - ク	4 1 p
9	地上部隊到達ル - トの一例	4 2 p
1 0	災害派遣部隊等の撤収要請書の様式	4 4 p
1 1	鳥取県消防機関の体制	4 5 p

## 第1章 総則

### 1 計画の根拠

この計画は、「自衛隊法第83条」・「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について（防衛省 12.11.17）」及び「鳥取県地域防災計画」を根拠とする。

### 2 計画の目的

この計画は、鳥取県において地震、風水害等の大規模災害又は特殊災害が発生し、災害応急対策の実施が県又はそれぞれの市町村等において不可能又は困難であり、知事が自衛隊の災害派遣を必要と認め、自衛隊への災害派遣要請を行った場合、または当該市町村長が知事に自衛隊の災害派遣要請の求めを行った場合及び自衛隊自らが災害に際して特に緊急を要し、前記の要請を待ついとまが無いと認め知事の要請を待たないで部隊等を派遣した場合（以下、「自主派遣」という。）等において、県が自衛隊の災害派遣の受け入れを円滑に行うための態勢を整備することを目的とする。

### 3 計画の範囲

この計画は、平素は自衛隊の受援に関する事項について計画的に関係機関と調整を図り、県内における地震、風水害及び特殊災害等による災害派遣が実施される場合において、自衛隊の受け入れから撤収に至るまでの間における必要な事項について記述する。

### 4 計画の適用

この計画は、県内に災害の発生が予測される時点又は発災直後の時点から、知事が自衛隊の災害派遣を必要と認め災害派遣を要請した場合の災害応急活動、あるいは自主派遣を実施した場合の災害応急活動に適用する。

### 5 用語の意義

この計画における用語の意義は次のとおりとする。

#### (1) 受援

自衛隊の災害派遣及び自主派遣による応援を受けることをいう。

#### (2) 災害派遣要請要求者

地震及び風水害等の大規模災害又は特殊災害により被災した市町村長をいう。

#### (3) 災害対策本部

知事が県内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の規定（以下「災対法」という。）に基づき設置した鳥取県災害対策本部をいう。

#### (4) 連絡幹部

自衛隊から派遣された調整のための幹部自衛官をいう。

#### (5) 部隊の指揮官

災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊の最高責任者をいう。

#### (6) 連絡調整所

災害時等に県庁内に設置される自衛隊の連絡調整のための施設。総合的な機能を保持し県庁との調整を実施する。

#### (7) 指揮所

被災地に災害派遣された自衛隊の行動を指揮・統制する場所で、機能により前方指揮所、

主指揮所及び後方指揮所がある。

- (8) 方面指揮所  
被災地に災害派遣された方面隊規模の指揮所をいう。
- (9) 旅団指揮所  
被災地に災害派遣された旅団規模の指揮所をいう。
- (10) 連隊指揮所  
被災地に災害派遣された連隊規模の指揮所をいう。
- (11) 中隊指揮所  
被災地に災害派遣された中隊規模の指揮所をいう。
- (12) 航空調整所  
航空機の飛行中の安全と効率的な運用を調整するため設けられた機関をいう。
- (13) 統合部隊  
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の指揮関係を一元化し、一人の指揮官のもとに陸・海・空の自衛隊の部隊が運用される部隊をいう。

## 第2章 構 想

### 1 方針

県は自衛隊の災害派遣等を受けた場合、自衛隊の態勢及びその保有する能力・装備が最大限かつ有効に活用され、救援・救助をはじめとした活動が的確かつ迅速に発揮できる万全の体制を整備する。

### 2 段階区分

次の区分により体制を整備する。

段階区分	想定する期間
平 素	無災害または災害の発生が予想されるまでの間
要 請 前	災害により県内に被害が発生または災害の発生が予想される時期から、災害派遣が要請されるまでの間
派遣要請	要請手続きから部隊の移動開始、災害派遣現地の活動が終了するまでの間
撤収要請	知事が災害派遣の必要性がなくなったと判断し、災害派遣部隊の撤収を要請後、派遣部隊が撤収を開始、連絡幹部が引き上げるまでの間

### 3 各段階毎の方針

#### (1) 平素の段階

県は、平素から防災関係機関情報交換会等を通じて自衛隊と密接な連携を確保する。

#### (2) 要請前の段階

県は、自衛隊への災害派遣要請を想定して、事前に情報の提供等を行い、部隊等の災害派遣準備の推進に寄与する。

#### (3) 派遣要請の段階

県は、自衛隊の受援に必要な準備を速やかに整え、被害が発生した市町村での活動が円滑に行われるよう継続的に情報の収集・整理・提供を行う他、災害派遣部隊の現地到着後、速やかに行動に移行できるよう体制を整備する。

#### (4) 撤収要請の段階

県は、自衛隊が救援活動を終了した場合は、災害派遣部隊の撤収が円滑に行える体制を整備する。

#### 4 県と自衛隊の連絡・調整

県と自衛隊が各時期に連絡・調整を図る場合は、下表により担当課（科）または、班が行う。なお、平素及び派遣要請時において陸上自衛隊は、派遣内容に応じて海上自衛隊及び航空自衛隊と災害派遣活動について調整を行う。

時 期	県	自 衛 隊
県に災害対策本部が設置されていない場合	危機管理局危機対策・情報課	陸上自衛隊第8普通科連隊 第3科 0859-29-2161
県に災害対策本部が設置されている場合	県災害対策本部事務局 (部隊活動調整班)	自衛隊鳥取地方協力本部 総務課 0857-23-2251

### 第3章 各機関の役割

#### 1 県の役割

県は、自衛隊に災害派遣を要請した以降、自衛隊との連絡・調整及び自衛隊の活動のための各種支援にあたる。

#### 2 市町村の役割

当該地域の被災状況及び自衛隊の活動内容等を明らかにし、災害派遣された自衛隊の部隊が整齊と救助活動等を行える様、諸準備を行なう。また、派遣された自衛隊の活動に関しその活動状況を日々、災害対策本部へ別に示す様式により報告を行う。

#### 3 自衛隊の役割

##### (1) 陸上自衛隊の役割

陸上自衛隊第8普通科連隊（以下、「第8普通科連隊」という。）（米子市）は、鳥取県の隊区担任部隊として、基本的には要請により、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、要請を待つことなく部隊等を派遣し人命救助、被災者救援のための応急救援及び必要に応じて応急復旧等の災害救援活動にあたる。

##### (2) 航空自衛隊の役割

航空自衛隊航空支援集団第3輸送航空隊（境港市）は、陸上自衛隊の鳥取県担任部隊と協力して災害救援活動にあたる。

##### (3) 海上自衛隊の役割

海上自衛隊舞鶴地方隊（京都府）は、陸上自衛隊の鳥取県担任部隊と協力して災害救援活動にあたる。

##### (4) 自衛隊鳥取地方協力本部の役割

自衛隊鳥取地方協力本部は、県が災害派遣を要請した以降、災害派遣部隊が到着するまでの間、県と自衛隊の連絡調整にあたる。

## 第4章 平素の段階

### 1 平素の業務

県は、災害派遣の要請手順、連絡方法及び各業務毎の連絡体制を明確化し、受援体制の確立に努める。また、派遣部隊の活動に必要な集結（野営）地、活動拠点等の地積等の確保について関係機関及び地権者等と協議・調整を図る。

### 2 災害情報の共有

県は、ネットワ-ク等を通じて、被災情報をリアルタイムで共有できる体制を強化する。

### 3 地誌、教訓等に基づく資料の整備

県は、県特有の地形・交通等の経年変化、地質及び気象並びに土地整備計画の把握等最新のデ-タの蓄積に努めるとともに、これまでの災害から得られた教訓等を生かし、資料等の整備を継続的かつ的確に推進する。

## 第5章 要請前の段階

### 1 要請前の処置

県は、災害情報について情報の共有化を図るため、事前に自衛隊に情報提供を行う。この際、必要に応じて災害派遣要請の前から第8普通科連隊、状況により自衛隊鳥取地方協力本部に連絡幹部の派遣を要請する。

2 前項の処置は、災害対策本部が設置されていない場合は危機対策・情報課が、災害対策本部が設置された以降については、鳥取県災害対策本部事務局活動調整班（以下、「部隊活動調整班」という。）が行う。

3 自衛隊に提供する災害情報の内容は下表のとおりとし、被害の規模を得られた情報から逐次提供する。

自衛隊に提供する災害情報（一例）

区 分	内 容
人的被害	死者、行方不明者、負傷者、入院者、避難者、帰宅者及び帰宅困難者等の数
建築物被害	全壊、半壊、焼失、浸水及び家屋流出等の数
交通被害	道路、鉄道、橋梁、港湾及び空港等の被害・程度
ライフライン	電気・ガス・上下水道、電話、発電所、危険物取扱施設及びダム等の被災状況

### 4 連絡先

状 況	連 絡 先	電 話 番 号
初期情報の入手	第8普通科連隊第3科	0859-29-2161（内線：216 FAX：293） 衛星回線 175600-11 FAX：175600-19
追加情報の入手		

海難（流木事案を含む。）については海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部第3幕僚室（0773-62-2250(内2548)）に、航空救難については航空自衛隊第3航空輸送隊防衛部運用班（0859-45-0213(内232)）に同時に通報する。



## 第6章 派遣要請の段階

### 1 災害派遣の要請手続き

- (1) 県が自衛隊の災害派遣の要請を決定した時は、鳥取県地域防災計画に基づき要請する。
- (2) 災害派遣の要請は、別紙1に示す「災害派遣要請書」をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話等を利用する等、時宜に適した手段をもって要請する。
- (3) 前項のただし書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出する。
- (4) 災害派遣要請書の作成にあたっては、各項目について努めて具体的に記入するものとするが、具体性を追求するため時期を失しないよう注意する。
- (5) 災害発生当初において、状況が不明で派遣を希望する区域及び活動内容等について判断することが困難な場合は、とりあえず概略の内容をもって要請する。

### 2 要請時の処置・注意事項

- (1) 県は、災害派遣を要請した場合において、その要請が災害派遣要請要求者の要求に基づくものである場合には災害派遣要請要求者に、そうでない場合には当該地区の市町村長に災害派遣を要請した旨を通知するとともに、受入態勢を整え、自衛隊及び市町村等相互の連絡・調整にあたるものとする。
- (2) 派遣要請にあたっては自衛隊の派遣準備を促進するため、災害の状況、県の対応状況、派遣希望区域、道路情報、集結場所情報及び活動内容等について、具体的に事象・情報を提供する。
- (3) 原子力災害派遣の場合は、受理権者が方面総監となるため、第8普通科連隊長は要請受理後、上級部隊に報告し指導を仰ぐ必要があることからタイムラグが生じることに注意する。
- (4) 自衛隊の災害派遣計画は、大規模災害等に対し、部隊の投入地域及び進出経路等について計画されており、具体的な活動内容及び要領等については要請を受けてから調整することとなる。
- (5) 自衛隊災害派遣要請の概要 別紙2
- (6) 県(市町村)と自衛隊の主な対応 別紙3

### 3 自衛隊との調整

- (1) 自衛隊に災害派遣を要請した場合又は自主派遣された場合は、鳥取県災害対策本部に第8普通科連隊の連絡幹部が派遣される。県と自衛隊の調整は、この連絡幹部を通じて行う。  
第8普通科連隊の連絡幹部が災害対策本部に到着するまでの間は、自衛隊鳥取地方協力本部に連絡幹部の派遣を要請する。なお、災害派遣を受理した自衛隊が航空機をもって災害派遣活動に任ずると予想される場合、県は早期に自衛隊航空部隊の運用調整が可能な隊員の派遣を連絡幹部に要請する。(海上自衛隊・航空自衛隊についても同様とする。)
- (2) 連絡幹部等の要員は、自前の通信機能や宿泊・給食機能を有しているため、受け入れる場合は、通信設備の設置、要員の宿泊・給食及び駐車場等の地積をあらかじめ確保する必要がある。また、本段階における個別事案に対する庁内の連絡調整のための窓口は、別紙4を参考として実施する。

## 第7章 自衛隊の受入準備

### 1 受入準備

県は、災害派遣を受けた場合、人命救助を第一義として自衛隊の部隊の活動が効果的に達成されるよう次の点に留意する。

- (1) 自衛隊と緊密な調整を行うため連絡員を指名し派遣する。
- (2) 派遣部隊の集結（野営）場所（駐車場を含む。）を指定し、土地及び施設管理者等との調整を実施して受入準備を推進する。
- (3) 応援を求める作業内容・担任区域、所要時間及び資機材の確保等について計画・準備を推進し、部隊到着以降は、速やかに救助活動に移行できる態勢を整える。
- (4) 部隊到着後は、部隊を活動地域に誘導するとともに、部隊の指揮官等と協議して活動内容が他の機関と重複することなく、最も効果的に進行及び分担ができるように配慮する。
- (5) 派遣部隊内に救助活動に任ずる航空科部隊が含まれる場合は、自衛隊以外の航空機も同じ空域で活動することから、災害対応している全ての航空機の飛行中の安全を図るため、別途計画する「航空機の安全運航確保マニュアル」に示す管制要領等に基づきその確認を図る。また、消防機関、警察機関及び自衛隊等との航空機の運航の調整を図る場所として県庁内（基準）に航空調整所を設置する。
- (6) 上記、(1)～(4)に関する業務は、部隊活動調整班が行なう。

### 2 活動区域等の調整

県は、自衛隊が実施する災害救助活動において、他機関と活動地域、内容及び期間が重複することが予想される場合、情報の共有化を図るため、それぞれの機関から災害対策本部に連絡員の派遣を要請し、相互調整を行いそれらの認識の統一を図る。この際、「防災関係機関調整会議」を設置する。

別紙5 防災関係機関調整会議要領

### 3 自衛隊調整所等の場所

県は、自衛隊の災害派遣要請時、下表により県庁内に連絡調整所等の場所を確保する。

内 容	場 所（予定）
連絡調整所	県庁第2庁舎
作業所、通信設備、要員の宿泊（約20人分）	
車両駐車場（小型10台分）	県庁第2庁舎北側駐車場

### 4 災害派遣された自衛隊に対する後方支援

県災害対策本部事務局は、自衛隊の有する自己完結の機能を最大限尊重しつつ、自衛隊に対し以下、各号に示す後方支援を実施する。

- (1) 宿泊（野営）場所、駐車場に関する事項
- (2) 災害復旧に必要な資機材の補給、トイレ、電気等の提供
- (3) 記者会見、報道等に関する事項
- (4) 近傍病院への受入及び治療に関する事項



## 第 8 章 自衛隊の受入

### 1 集結（野営地）場所

自衛隊の集結（野営）場所の選定にあたっては、被災地の外周又は内部で救助・救援に適する地点とし、真にやむ得ない場合を除き、最小限指揮（中隊）単位（ $1200\text{m}^2$ （基準））以上で集結できる場所を指定する。

また、平素から地域住民に周知するとともに、使用にあたっては市町村が指定する避難場所等の関連から、その使用が決定次第、速やかに市町村と調整する。この際、航空機の活動拠点は、住民の避難場所と重複することを努めて避ける。

### 2 地上部隊の集結（野営）場所を選定する場合の留意事項

- (1) 被災住民への救助・救援活動が効果的に行える地域であること。
- (2) 集結（野営）に適当な進出（入）路を有し、集結する勢力に必要な地積を有すること。
- (3) 被災地住民の避難場所との重複を避けること。
- (4) 他の応援機関との競合を避けること。

### 3 航空機の活動拠点を含む飛行場外離着陸場を選定する場合の留意事項

- (1) 別紙 6 に示す着陸地点及び無障害地帯の基準を満たしていること。
- (2) 地盤は堅固で平坦地であること。（勾配  $4 \sim 5^\circ$  以下）
- (3) ダウンウオッシュによる飛散物が無いこと。

### 4 自衛隊の集結（野営）場所

#### (1) 地上部隊

自衛隊の地上部隊（連隊規模）を受け入れる場所として東・中・西部にそれぞれ 1ヶ所指定する。

区 分	名 称	場 所	地 積
東 部	用瀬運動公園	鳥取市用瀬町古用瀬	$12,901\text{m}^2$
中 部	久米農村広場	倉吉市福富 1	$11,025\text{m}^2$
西 部	会見町民野球場	南部町浅井 9 2 7	$15,600\text{m}^2$

#### (2) 航空部隊

ア 自衛隊の固定翼航空機の離発着場として、東・西部にそれぞれ 1ヶ所を指定する。

区 分	場 所	場 所	延長（滑走路長）
東 部	鳥取空港	鳥取市湖山町西	$2000\text{m} \times 1\text{本}$
西 部	米子空港	境港市小篠津町	$2500\text{m} \times 1\text{本}$

鳥取空港は、第 3 種空港ではあるが民航の運航統制はしない。

イ 自衛隊の回転翼航空機の活動拠点（離発着場）として東・中・西部にそれぞれ 1ヶ所を指定する。

区 分	名 称	場 所	面 積
東 部	用瀬運動公園	鳥取市用瀬町固用瀬	$133\text{m} \times 97\text{m}$
中 部	倉吉市陸上競技場	倉吉市葵町 6 7 8	$200\text{m} \times 110\text{m}$
西 部	米子市営湊山球場	米子市久米町 6 3 - 1	$137\text{m} \times 120\text{m}$

(3) 海上部隊

ア 自衛隊の海上部隊を受け入れる場所として東・西部にそれぞれ1ヶ所を指定する。

区分	名称	場所					
東 部	鳥取港	鳥取市港町 種別：重要港湾 鳥取港湾事務所 (港町8番地)	区分	施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース数
			千代 地区	岸 壁	- 10.0	185	1
					- 7.5	390	3
					- 5.5 以下		
西 部	境 港	境港市ほか 種別：重要港湾 境港管理組合 (大正町215)	区分	施設名	水深 (	延長 (m)	バース数
			昭和 南	岸	- 13.0	270	1
					- 10.0	185	1
			外 港	壁	- 9.0	535	3
					- 7.5	520	4
			内 港	壁	- 7.0	200	2
					- 6.5	130	1
竹内		- 5.5	611	6			

イ 港湾からの陸路の物資輸送は、災害対策本部事務局が手配する。この際、輸送車両が不足する場合は、自衛隊が統合部隊として運用される場合を除き、陸上自衛隊に要請する。

(4) 集結（野営）場所及び航空機の活動拠点等に適する場所

自衛隊の集結（野営）場所の選定又は指定にあたっては、発災直後に活動する消防組織（広域消防及び緊急消防援助隊を含む。）の集結（野営）状況及び活動状況並びに避難住民の避難状況を勘案し、部隊の集結（野営）場所を指定又は選定する。

別紙 7 - 1 部隊の集結（野営）又は航空機の飛行場外離着陸場として使用可能な場所の基礎データ

別紙 7 - 2 基礎データから見る部隊の集結可能な規模・勢力

別紙 7 - 3 航空科部隊の活動拠点に適する地域

5 自衛隊の緊急交通路線

(1) 県は、自衛隊の災害派遣にあたり、自衛隊の集結場所への進入が迅速に行われるよう鳥取県地域防災計画に定める緊急ネットワークを活用した交通路線の確保を図る。

別紙 8 緊急輸送ネットワーク

別紙 9 地上部隊到達ルートの一例

(2) 港湾及び空港等からの輸送体制については、自衛隊車両の他、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づいて体制を整備する。

## 第9章 撤収要請の段階

### 1 撤収の手続き

災害派遣された自衛隊の部隊の撤収の手続きは、別紙10に示す「部隊等の撤収要請申請書」に基づき実施する。

要請に際しては、機能を終了した部隊から順次撤収要請するか、全部隊一斉に撤収要請するかは災害派遣の目的、復旧の度合い及び活動内容等を考慮し決定する。

### 2 連絡調整所等の廃止

県庁内に設置された連絡調整所等は部隊の撤収状況に応じて、その規模を縮小し、最終部隊の撤収に伴い廃止するものとする。

## 第10章 その他

### 1 現行法規上活動を制約する事項

#### (1) 航空機（回転翼航空機）の機外搭載について

人命救助システム等の機外搭載（スリング）は、航空法上問題はないが人員を含む地上物に対する安全確保のため民家等の上空は飛行できない。

林野火災消火のための消火バケツの機外吊り下げも同様

#### (2) 野外手術システムを利用する医療行為は、医療機関としての指定を受けていないことから、応急的な手当及び診察等に限定され本格的な治療は実施できない。

#### (3) 浄水セットによる飲料水としての提供は、水道法に基づく水質検査を受けていない場合は飲料水としての水を提供できない。

#### (4) ブルド - ザ等の大型土木機械を運搬する特大大型セミトレ - ラの公共道路を利用した昼間移動には道路管理者による特殊車両通行許可が必要である。

### 2 鳥取県消防機関の体制

別紙11のとおり。

### 3 鳥取県地域防災計画、既存マニュアル等との関係

この計画は、鳥取県地域防災計画との整合性を確保したものとする。

また、既存のマニュアル等についてはこの計画に優先するものとする。

### 4 計画の見直し

この計画は、訓練等を通じて随時見直し、修正する。